

カテゴリ	項目	変更時期	内容	対応事項	詳細リンク先	任意	全社	従業員数 50人未満	従業員数 100人未満	従業員数 300人未満	従業員数 300人以上
健康保険	協会けんぽの各種申請書の様式が変更されます	2023年1月1日	様式が変更された主な申請書（届出書）は、 ・ 傷病手当金申請書 ・ 出産手当金申請書 ・ 限度額適用認定申請書 ・ 高額療養費支給申請書 ・ 任意継続被保険者資格取得届出書 ・ 被保険者証再交付申請書 などがあります。	新様式の申請書（届出書）は、協会けんぽのホームページよりダウンロード可能です。 なお、2023年1月以降に旧様式で申請を行った場合、事務処理等に時間がかかることがありますのでご注意ください。	https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~/_media/Files/honbu/g2/20220901leaflet.pdf		●				
社会保険料	協会けんぽの保険料率（健康保険料率、介護保険料率）が変更されました（2023年3月から）	2023年3月1日	協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率が、2023年3月分（4月納付分）から変更となっています。	翌月徴収の会社様は、4月支給給与から変更後の保険料額を控除してください。	https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r5/230206/		●				
雇用保険料	雇用保険料率が引き上げられます	2023年4月1日	・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に引き上げ（農林水産・清酒製造の事業および建設の事業は7/1,000に引き上げ）。 ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000のまま（建設の事業は4.5/1,000）。	4月分の給与より、新料率で雇用保険料を算出していただきますようご注意ください。 例) 毎月15日締め・25日払いの場合、4月15日締め4月25日払い分より新料率が適用となります。 (※3月16日～3月31日分が含まれていますが、日割り等せず新料率で算出してください。)	https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf		●				
労務	中小企業に対する割増賃金率の適用猶予措置の廃止	2023年4月1日	中小企業への適用が猶予されていた月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が、2023年4月1日から引き上げられました。	1か月60時間を超える時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払うか、または代替休暇を付与しなければなりません。 割増賃金率及び1か月の起算日については就業規則へ規定する必要があります。また、代替休暇を付与する場合は、就業規則への規定及び労使協定の締結が必要となります。	https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf		●				

カテゴリ	項目	変更時期	内容	対応事項	詳細リンク先	任意	全社	従業員数 50人未満	従業員数 100人未満	従業員数 300人未満	従業員数 300人以上
育児・介護	育児・介護休業法が改正されました	2023年4月1日	2023年4月から、育児休業の取得の状況の公表が義務付けられました。	従業員数1,000人超の企業は①または②のいずれかを年1回公表することが義務付けられます。インターネットなどの方法で、一般の方が閲覧できるように公表してください。 ①育児休業等の取得割合 ②育児休業等と育児目的休暇の取得割合	https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001029776.pdf						●
育児・介護	出産育児一時金が50万円に増額されました。	2023年4月1日	現在、1児につき42万円となっている出産育児一時金が、2023年4月以降は50万円に増額されることが決定しました。	事業所様で特段手続きしていただくことはございませんが、従業員様への周知、社内資料の改正等ご対応ください。	https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230202S0010.pdf		●				
労務	2023年度以降、障害者雇用率は段階的に2.7%に上げられる予定です	2023年4月1日	2023年度からの障害者雇用率が2.7%となりました。ただし、雇入れのために計画的な対応が可能となるよう、実際には下記の通り段階的な引き上げとなります。 ・2023年度は2.3%で据え置き ・2024年度から2.5% ・2026年度から2.7%	障害者雇用率2.7%の目安として、従業員様37名につき1名障害者雇用の必要が生じます。 要件を満たす事業所様におきましては、従業員様数の把握と、障害者雇用に向けた社内整備のご準備をお願いいたします。	https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001039344.pdf			● 37名以上該当			
労務	給与のデジタル払いが可能になりました	2023年4月1日	現金払い・銀行口座振込に次ぐ第3の支払い手段として、デジタル払い（企業が銀行の口座を介さず、スマートフォンの決済アプリや電子マネーを利用して振り込むこと）が可能となりました。	導入を検討される場合は、厚生労働省が示した利用条件をご確認の上、従業員様の同意を得てください。	https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001065931.pdf		●				
厚生年金保険	在職老齢年金の支給停止調整額が47万円→48万円に変更になります。	2023年4月1日	在職中に受ける老齢厚生年金（在職老齢年金）を受給されている方の年金額は、受給されている老齢厚生年金の月額と総報酬月額相当額により、年金額が調整されます。令和5年度の在職老齢年金の支給停止調整額は、47万円→48万円に変更となります。	在職老齢年金の対象となる従業員様の年金額にも影響がある可能性がありますので該当者様別にご確認ください。	https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001040881.pdf		●				
労務	建設業等の猶予業種の時間外労働規制が適用となります	2024年4月1日	時間外労働の上限規制（1か月100時間未満、複数月平均80時間以内、年720時間以内、年間回数6か月以内）が猶予されていた業種である建設業、運輸業、医師等についても、2024年4月1日から適用が開始されます。	業務改善や生産性向上の取り組みなどを行って時間外労働の上限を守るよう、ご対応ください。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/gvosyu/topics/01.html		● 建設業				

カテゴリ	項目	変更時期	内容	対応事項	詳細リンク先	任意	全社	従業員数 50人未満	従業員数 100人未満	従業員数 300人未満	従業員数 300人以上
労務	自動車運転業務の改善基準告示が改正されました。	2024年4月1日	<p>自動車運転業務の、時間外労働の上限規制の適用の猶予廃止に伴い、改善基準告示も改正され、職種ごとに拘束上限時間・休憩時間が変更されました。</p> <p>今回の変更は、2024年4月から適用されます。</p> <p>【改正後の月毎の拘束上限時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー運転手：288時間 ・トラック運転手：原則284時間、最大310時間 ・バス運転手：原則281時間、最大294時間 <p>【改正後の休憩時間】</p> <p>継続11時間を基準とし、継続9時間（全職種共通）</p>	基準を満たすよう、雇用契約の見直しや労働時間の調整等ご対応ください。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html		●				
労務	無期転換ルールの適切な活用のため、労働条件明示事項への項目追加が見込まれています。	2024年4月1日	<p>労働政策審議会労働条件分科会による検討・パブリックコメント募集の結果を受け、無期転換ルールの制度が適切に活用されるために必要な取り組みが求められ、無期転換ルールおよび労働契約関係の明確化について、下記のような無期転換の労働条件明示事項の追加が見込まれています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通算契約期間」又は「有期労働契約の更新回数の上限」 ・「就業場所・業務の変更の範囲」 ・「無期転換申込機会と無期転換後の労働条件」 <p>上記はいずれも、書面の交付等による明示が義務となります。</p>	今後、2023年3月上旬に改正省令が公布され、2024年4月1日から適用される予定となっています。労働条件の明示方法について今一度ご確認いただき、雇用契約書の書式変更の必要があればお早めにご対応ください。	https://muki.mhlw.go.jp/business/		●				
社会保険	社会保険の適用範囲が拡大されます	2024年10月1日	<p>2024年10月から、短時間労働者を社会保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が引き下げられ、50人超規模の企業が対象となります。</p> <p>賃金要件（月額8.8万円以上）、労働時間要件（週労働時間20時間以上）、2ヶ月超の要件、学生除外要件を満たした場合は社会保険へ加入義務が発生します。</p>	新たに適用対象となる従業員様の有無をご確認の上、資格取得の手続きをご対応ください。	https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukaku/udai/			●			
社会保険	健康保険証の廃止が予定されています。	2024年秋頃	<p>現在運用している健康保険証は、2024年秋に廃止され、健康保険証とマイナンバーカードと一体化した形に切替を予定しています。</p>	スムーズに移行ができるよう、マイナンバーカードの取得等の準備を行ってください。なお、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書（基本は紙）により被保険者資格を確認することとされています。	https://www.digital.go.jp/councils/card-integration-mynumber-and-insurance/049442db-8ca3-4019-928a-c8b76aaa75d5/		●				

カテゴリ	項目	変更時期	内容	対応事項	詳細リンク先	任意	全社	従業員数 50人未満	従業員数 100人未満	従業員数 300人未満	従業員数 300人以上
雇用保険	雇用保険の高年齢雇用継続給付の給付率が見直されます。	2025年4月1日	2025年4月1日から給付率を現行の「賃金の原則15%」から改正後「賃金の原則10%」へ縮小します。	定年再雇用等で労働条件を見直す際には、本改正後の内容を踏まえて労働条件をご確認ください。	https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000744250.pdf		●				